

植物防疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案についての意見・情報の募集についての御意見及びそれに対する考え方

○御意見の内容及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する考え方
<p>登録検査機関の有効期間4年がなぜなのか、交付金の交付基準から市町村を削る理由などが明記されていません。「法律の施行に伴い」では、法律の文言まで調べてコメントしなければならなくなるので、背景や趣旨を一般の国民にわかりやすいよう説明してください。</p>	<p>貴重な御意見として承ります。</p> <p>登録検査機関の登録の有効期間については、国際基準や他の類似の登録機関における登録の有効期間を踏まえ、4年としています。</p> <p>また、交付金の交付基準については、近年の都道府県等における防除の実態を踏まえたものとなるよう、植物防疫法の一部を改正する法律において市町村を削る等の改正を行ったことを踏まえ、交付基準から市町村数を削る等の改正を行うこととしています。</p>